

昭和五十九年八月一日提出
質問第四一號

株式会社の監査制度等に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十九年八月一日

提出者 稲葉誠一

衆議院議長 福永健司 殿

株式会社の監査制度等に関する質問主意書

- 一 アメリカの株式会社制度と日本の株式会社制度の基本的、構造的差異について説明されたい。
- 二 アメリカの証券取引委員会（SEC）の成立の過程について述べられたい。
また、その性格において政府との関係はいかなるものか。
日本の大蔵省証券局及びその下部機構との差は何か。
- 三 政治資金の公認会計士による監査について、その必要性をどう考えるか。
アメリカにおいて法人の政治献金は違法とされていると記述する人もいるが事実か。事実とすればその理由。また、非とすれば法人による政治献金の実態はどうかになっているのか。
- 四 多国籍企業での日本法人で日本に株主がない場合に、証券取引法、商法との関係、特に経営内情を日本ではいかにして知ることができるか。

五 総会屋の実態について商法改正後の変化を明らかにされたい。

アメリカには総会屋は存在せず、総会屋が存在するのは先進国中日本だけという教授（伊東光晴教授）もいるが事実か。

事実とすれば、その存在理由、沿革等につき説明されたい。
右質問する。